

横瀬川ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場

(第1回幹事会) 議事録

平成22年11月25日(木)

11:00~11:50

四万十市社会福祉センター大会議室

1. 開会

○事務局 皆様、おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから横瀬川ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場(第1回幹事会)を開催します。

私、本日の進行役を務めさせていただきます、国土交通省四国地方整備局河川調査官の新井田と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、会議に先立ちまして、本日の会議の運営についての注意事項を述べさせていただきます。

ビデオ・カメラ等の撮影は、冒頭の挨拶までとさせていただきます。

また、携帯電話の電源はお切りいただくか、マナーモードに切替えをお願いいたします。

また、発言の際は、お手数ですがマイクのほうをお使いいただきますようお願い申し上げます。

その他、議事の円滑な進行のため、報道関係の方、傍聴の方に守っていただきたい事項について、「取材についてのお願い」および「傍聴要領」という紙を入り口のところで配布をさせていただきました。既に目を通していただいたと思いますけれども、趣旨をご理解いただき、以降の議事の円滑な進行にご協力をよろしくお願ひいたします。

それでは、ここで本日の出席者の方について紹介をさせていただきます。

幹事会の構成員であります、高知県土木部長の石井様でございます。

向かって左側、四万十市副市長の杉本様でございます。

右側、宿毛市副市長の岡本様でございます。

最後に、検討主体の四国地方整備局の河川部長 高野でございます。

次に、議事に入る前に、お手元に配布してございます資料の確認をさせていただきます。

まず、議事次第1枚紙でございます。

続きまして、「資料-1 横瀬川ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場規約」「資料-2」としまして、「ダム事業の検証に係る検討について」これは大臣からの指示文書になります。

それと、「資料-3 ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目の策定について」それと、「資料-4 検討手順の概要(案)」でございます。

配布漏れ等ございませんでしょうか。もし、不備がございましたら事務局までお申し付け下さい。

それでは、会議に先立ちまして、検討主体を代表しまして四国地方整備局河川部長の高野よりご挨拶を申し上げます。

2. 挨拶（四国地方整備局 河川部長）

○四国地方整備局河川部長 皆さん、おはようございます。

本日はお忙しい中、横瀬川ダム建設事業の関係地方公共団体からなります検討の場、第1回の幹事会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

ご案内のとおり、横瀬川ダムにつきましては、去る9月28日に国土交通大臣から四国地方整備局長に対しまして、検証に係ります検討の指示が出されたところでございます。関係自治体の皆様のご協力をいただきまして、11月18日に検討の場を設けるということに至った次第でございます。四国地方整備局といたしましても、できるだけ迅速に検討を進めまして、対応方針（案）を取りまとめ大臣にご報告できるよう努力してまいり所存でございます。

今後の検討につきましては、資料にもございますがダム事業の検証に係ります検討に関する実施要領細目が定められてございます。これに基づきまして、検討を実施してまいるといこととなります。

その検討にあたりましては、科学的な合理性、また地域間の利害の公平性、また透明性、このようなことの確保を図る観点から、地域の皆さんの意向も十分に反映する措置をとりながら進めてまいり所存でございます。

皆さんとは、この検討の場、あるいは今回のようなこの幹事会におきまして互いの立場を理解し、検討内容の認識を深められますよう進めてまいりますので、ご協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

本日は、検討の場の第1回幹事会ということで、今後の進め方につきましてご説明をさせていただくこととしております。活発なご議論をよろしくお願い申し上げます。本日はどうかよろしくお願い申し上げます。

○事務局 それでは、申し訳ございませんが、カメラ撮りについては、ここまでということにさせていただきたいと思っておりますので、ご協力のほうをよろしくお願い申し上げます。

3. 規約について

○事務局 それでは続きまして、3番目の議題であります規約について紹介をさせていただきます。

検討の場は、先日、11月18日付で設置がされております。規約のほうを事務局より読み上げさせていただきます。

事務局 規約でございますけども「資料－1」になります。それでは読み上げさせていただきます。

「横瀬川ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場規約」(名称) 第1条 本会は、「横瀬川ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」(以下「検討の場」という。)と称する。

(目的) 第2条 国土交通省四国整備局(以下「検討主体」という。)は、横瀬川ダム建設事業の検証に係る検討を進めるに当たり、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」(以下「実施要領細目」という。)に基づき、相互の立場を理解しつつ、検討内容の認識を深め検討を進めることを目的に、検討主体と関係地方公共団体からなる検討の場を設置する。

(検討主体) 第3条 検討主体は、実施要領細目に基づき、横瀬川ダム建設事業の検証に係る検討を行うものであり、検討の場の設置・運営、検討資料の作成、情報公開、主要な段階でのパブリックコメントの実施、学識経験を有する者・関係住民・関係地方公共団体の長・関係利水者からの意見聴取等を行い、対応方針の原案を作成する。

(検討の場) 第4条 検討の場は、別紙－1で構成される。2 必要に応じ、検討の場の構成は変更することができる。3 検討主体は、検討の場を召集し第5条で規定する幹事会における議論を踏まえ議題の提案をするとともに、検討主体の行う検討内容の説明を行う。4 検討の場の構成員は、検討の場において検討主体が示した内容に対する見解を述べる。5 検討の場の構成員は、検討の場の開催を検討主体に要請することができる。

(幹事会) 第5条 検討の場における会議の円滑な運営を図るため幹事会を設置する。2 幹事会は、別紙－2で構成される。3 検討主体は、幹事会を招集し議題の提案をする。4 幹事会の構成員は、幹事会の開催を検討主体に要請することができる。

(情報公開) 第6条 検討の場及び幹事会は、原則として公開する。2 検討の場及び幹事会に提出した資料等については、会議終了後に公開するものとする。ただし、希少野生動植物種の生息場所等を示す資料など、公開することが適切でない資料等については、非公開とする場合がある。

(事務局) 第7条 検討の場の事務局は、国土交通省四国地方整備局に置く。2 事務局は、検討の場の運営に関して必要な事務を処理する。

(規約の改正) 第8条 この規約を改正する必要があると認められるときは、検討の場で協議する。

(その他) 第9条 この規約に定めるもののほか、検討の場の運営に関し必要な事項は、検討の場で協議する。

(附則) この規約は、平成22年11月18日から施行する。

別紙－1ということございまして、

「横瀬川ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」の構成、【構成員】高知県知事、四万十市長、宿毛市長、【検討主体】四国地方整備局長、(注)構成員については、代理出席を認めるものとする。

続きまして、別紙－2ですけども、

「横瀬川ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場(幹事会)」の構成、【構成

員】高知県土木部長、四万十市副市長、宿毛市副市長、【検討主体】四国地方整備局河川部長、(注) 構成員については、代理出席を認めるものとする。

以上、規約になります。

○事務局 ただいまの規約につきまして何かございますでしょうか。

4. 今後の検討の進め方について

○事務局 それでは、次に進めさせていただきます。

今後の検討の進め方についてということで、ご説明をさせていただきます。

○事務局 まず、資料-2をご覧ください。こちらの文書が国土交通大臣から四国地方整備局長に出された文書となっております。9月28日に出ておりました、「下記のダム事業について検証に係る検討を進められたい。」となっております。こちらで、横瀬川ダムが検証対象ということになってございます。この文書の中段に、「その詳細については別途通知する。」と記載されております。

次の資料-3になります。この文書がその詳細で、国土交通省河川局長から四国地方整備局長に出された文書となっております、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目の策定について」という文書になってございます。

詳細につきましては、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」を別添のとおり定めたので通知する。本細目に基づき、ダム事業の検証に係る検討を進められたい。」こういった文書になってございます。

別添の実施要領細目が次のページから始まっております。

「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」につきましてご説明させていただきます。

第1 目的となっております、「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」に基づき、9月から臨時的かつ一斉に行うダム事業の再評価を実施するための運用を定めることを目的」として、この要領細目が作られていることになっております。

「第2 対象とする再評価」ということで、1、に書かれておりますとおり横瀬川ダムが対象となっております。

「2 用語の定義」ということですが、「(1)検証 「検証」とは、(3)に定める検討主体」、これが四国地方整備局となりますけども、「(2)に定める検証に係る検討を行い、その検討結果の報告を踏まえて国土交通大臣が判断する過程全体をいう。」ということになっておりました、検証の具体的な進め方につきましては、第3、第4に定められているのがこちらの用語の定義に書かれていることになってございます。

次、「第3 再評価の実施」ということで、「1 再評価の実施手続」の「(1)検証に係る検討手続」、こちらに手順が示されておりますけども、「必要に応じダム事業等の点検を行い」まして、「各ダム事業の目的」、ここでは洪水調節とか新規利水、あるいは流水の正常な機能の維持等、こういった目的別の検討を行うことになってございます。例

として、「洪水調節の場合、検証対象ダム案を含む案と検証対象ダムを含まない複数の治水対策案の立案」を行いまして、治水対策案を必要に応じて数が多い場合には抽出を行いまして、こういった対策案の「環境への影響等の評価軸ごとの評価」を行いまして、目的別の総合評価を行います。このような目的別の検討を行いまして、最終的には総合的な評価を行うこととなります。検討主体である四国地方整備局は、以上の検討評価を踏まえまして、「対応方針（案）を決定し、国土交通大臣に検討結果を報告する。」といった流れが全体的な流れとなっております。

その途中、情報公開ですとか、意見聴取こういったものを進めていくこととなりますけれども、それにつきまして(2)で示されております。

部長からの挨拶にもありましたけれども、「科学的合理性、地域間の利害の衡平性、透明性の確保を図り、地域の意向を十分に反映するための措置を講じるため、下記の①②を行った上で、河川法第16条の2等に準じて③を行う進め方で検討を行う。」こととなっております。

①で書かれているのが、この「関係地方公共団体からなる検討の場」、これのことについて書かれておりまして、「相互の立場を理解しつつ、検討内容の認識を深め検討を進める。」という場でございます。

②が、「関係地方公共団体からなる検討の場」を公開するなど情報公開を行うとともに、主要な段階でパブリックコメントを行い、広く意見を募集する。」ということでございます。

③が学識経験を有する者、関係住民、関係地方公共団体の長、関係利水者の意見、こういったものを聴く。」ことになっておりまして、また、あわせて費用を負担することになる都道府県を含めて意見を聴くものとなっております。また、「意見の聴取の実施時期は、事業評価監視委員会への意見聴取を行う前までに行う。」ものとなっております。

以上が、「情報公開、意見聴取等の進め方」でございます。

そして、「(3)対応方針（案）等の決定」ということで、「検討主体は、検証の対象となるダム事業の対応方針」、ここでは「事業の継続の方針又は中止の方針の原案を作成し、事業評価監視委員会の意見を聴き、対応方針（案）を決定する。」となっております。

「(4)資料の提出先」ですけれども、「対応方針（案）を決定した後、検討主体は、国土交通大臣に速やかに検討結果を報告する。」となっております。具体的には、「対応方針（案）とその決定理由等を本省河川局河川計画課に提出する。」という手続きになります。

報告書の構成例につきましては、一番最後のほうに別添資料1というものが付いております。これに準じて作っていくこととなります。

続きまして、「第4 再評価の視点」でございます。「1 再評価の視点」とございまして、「(1)事業の必要性等に関する視点」ということで、「①事業を巡る社会経済情勢等の変化、事業の進捗状況（検証対象ダム事業等の点検）」となっております。また、「検証に当たっては、流域及び河川の概要、検証対象ダム事業の概要について整理」を行いま

す。必要に応じ総事業費等の「前提となっているデータ等について詳細に点検を行う。」ことになってございます。

続きまして、「②事業の投資効果」につきましても、「費用対効果分析」を行うこととなります。「(2)事業の進捗の見込みの視点、コスト削減や代替案立案等の可能性の視点」ということで、まず①に書いてございますとおり、「複数の治水対策案の立案」を行うことになっております。1つが、「検証対象ダムを含む案とし、その他に、検証対象ダムを含まない方法による治水対策案を必ず作成する。」ことになっておまして、目標に関しては、「河川整備計画が策定されている水系においては、河川整備計画を基本」と書かれております。

また、第二段落ですけれども、「検証対象ダムを含まない方法による治水対策案を立案する場合には、当該ダムに代替する効果を有する方策の組み合わせの案を検討することを基本とする。」とされております。

第三段落目ですけれども、河道掘削、引堤、遊水地こういった代替案はよく今まで用いられてきていますが、「こうした河川を中心とした対策に加えて流域を中心とする対策を含めて幅広い治水対策案を検討することとする。」ことになっております。

その幅広い例として、以下1)～26)まで、こういったものを参考に検討していくこととなります。中には、「ダムの機能を代替しない方策や効果を定量的に見込むことが困難な方策」、こういったものも含まれておりますので、「河川や流域の特性に応じた治水対策案を立案することとする。」ということになっております。1)～26)までのご説明は省略させていただきます。

続きまして、12 ページに飛びますけれども、「各方策の効果を定量的に見込むことが可能か」ですとか、「各方策が従来の代替案等の検討に使われてきたか」、こういった実績につきましてもそれぞれ整理されたのが12 ページでございます。

「効果を定量的に見込むことが可能か」ということにつきましても4段階で示されておりまして、ダムですとかダムの有効活用、遊水地、河道掘削、こういったものにつきましても、「効果を定量的に見込むことが可能である。」とされております。

一方で、雨水貯留施設につきましても、「定量的に見込むことがある程度可能である。」ということで、少し定量的に見込むことの精度が落ちるということでございます。

水田等の保全、こういったものにつきましても「効果の推計がある程度できる場合がある。」とされております。

森林の保全、こういったものにつきましても「効果を定量的に見込むための精緻な手法が十分確立されていない。」こういった書きぶりで定量的に見込むことが可能かどうかにつきましても整理されているということでございます。

「各方策が従来の代替案検討に使われてきたか」ということにつきましても、同じような形で3段階に分けて整理されているというのが12 ページの下のほうに書かれております。

こういったたくさんの対策案を検討すると非常に数が多くなってきますので、こういったものを抽出していくこととなりますけれども、その抽出の仕方につきましても13 ページの②で示されております。

「概略評価による治水対策案の抽出」ということでございまして、「治水対策案が多い場合には、以下に示す考え方を参考に概略評価を行うことにより、2～5案程度の治水対策案を抽出する。」とされております。詳細な検討ではなく概略ということでございますので、「できる限り幅広い案を立案」して、ここに書かれている手法で抽出していくこととなります。

1つの抽出の仕方が、1)に書かれている方法でございまして、概略的な評価の中で「一つ以上の評価軸に関して、明らかに不相当と考えられる結果となる場合、当該治水対策案を除くこととする。」となっております。また、「制度上、技術上の観点から極めて実現性が低い」場合ですとか、「効果が極めて小さい」場合、「コストが極めて高い場合」、こういった場合に棄却することができるとなっております。

もう1つの手法が、代表化ということで、2)に書かれております。「例えば、遊水地の適地が多くあって、複数の案が考えられるような場合、最も妥当と考えられる案を抽出する。」こういった代表化の手法によりまして2～5案に絞っていくこととなります。

「③評価軸」となっております。次の14ページ以降に具体の例が書かれておりますけれども、ここでは7つの評価軸が挙げられております。

1つが「安全度」、2つ目が「コスト」、3番目が「実現性」、4番目が「持続性」、5番目が「柔軟性」、6番目が「地域社会への影響」、7番目が「環境への影響」ということで、それぞれの評価軸につきまして、さらに細かい細目のようなものがイロハというようなカタカナで示されているという構成となっております。

これらの評価軸で河川の流域の特性に応じまして、評価をしていくこととなります。

「施設の整備状況や事業の進捗状況等を原点として検討を行う。」ことになっております。また、「コストの評価」に当たり、実施中の事業については残事業費を基本とする。」とされております。「また、ダム中止に伴って発生するコストや、社会的影響等も含めて検討することとする。」ことになっております。

少し間を飛ばささせていただきますと、19ページになります。

19ページには、ここで「各評価軸の定量的評価を行うことが可能か」、そういった話と、「各評価軸が従来の代替案検討に使われてきたか」、こういったことについて示されております。それぞれ、3段階、4段階、こういった段階に分けて整理されております。それが19ページに記載されている内容となります。

続きまして20ページの下段になりますが、④という項目がございます。①～③につきましてはこれは洪水調節の観点からの検討について代替案ですとか評価軸、こういったことが記載されておりました。④につきましては、利水等の観点から代替案ですとか評価軸、こういったものについて示されている項目となります。

「新規利水の観点からの検討の進め方」ということで、1)でございまして、検討主体は、利水参画者に対し、ダム事業参画継続の意思があるか、開発量として何 m^3/S が必要か、また、必要に応じ、利水参画者において水需給計画の点検・確認を行うよう要請する。」といったことが示されております。

また、21ページになりますけれども「代替案が考えられないかどうか検討するよう要請する。」となっておりますし、21ページの二段落目になりますけれども、「検討主体は、ダ

ム事業者や水利使用許可権者として有している情報に基づき可能な範囲で代替案を検討する。」ことになっております。

また、「概略検討により、利水対策案を抽出し、利水対策案を利水参画者等に提示し、意見聴取を行う。意見聴取先は利水参画者以外に、関係河川使用者や関係自治体が考えられる。」ことになっておりまして、こういったところからも「意見聴取の後は利水対策を評価軸ごとに検討し、対策案について総合的に検討する。」ことになっております。

その後は、代替案と評価軸が示されておりますので、こちらの構成につきまして先ほどの洪水調節とほぼ同じような形で示されております。

次31ページになります。31ページの下段にローマ数字でiv)というのがございまして、「流水の正常な機能の維持の観点からの検討」という項目がございまして、この項目につきましては、「i)の利水代替案、ii)の利水に関する評価軸の関係部分を参考とする。」として評価を行っていくことになっております。

また、v)にありますように、「その他の目的に応じた検討」ということで、必要に応じてそれ以外の目的に応じた検討を行うことが示されております。

32ページになりますけれども、これらの検討の結果の「総合的な評価の考え方」が⑤に示されております。

i)にありますとおり、まず「目的別の総合評価」を行いまして、それをii)にありますような「検証対象ダムを総合的な評価」を行っていくことになります。

総合的な評価におきましては、「目的別の総合評価の結果が全ての目的で一致しない場合には、検証対象ダムや流域の実情等に応じて総合的に勘案して評価する。」ということになってございます。

以上が細目のご説明になります。

資料－4、先ほどの細目は、検討の順番について少し分かりにくいところがあったかと思っておりますので、その時間軸で整理し直したものが「資料－4」となります。

最初に、「検討の場の設置」、「検討の手順の確認」を行っていくというのが一番最初にありまして、次に、「現事業の点検」、それと、先ほどご説明した3つの目的、洪水調節・新規利水・流水の正常な機能の維持、こういった観点からの検討を行いまして、総合評価を行っていくことになります。

ここまですべての検討の場で行うことで、この途中、主要な段階でパブリックコメントも行っています。その後、関係住民ですとか、学識者、関係利水者、こういった方から意見を聴取いたしまして、報告書の作成、対応方針（原案）の作成を行います。その後、関係地方公共団体の意見を聴きまして、事業評価監視委員会の審議を経まして対応方針（案）を作成いたします。その後、国土交通大臣への報告を行う。これが一連の流れとなります。

説明は以上になります。

○事務局 はい。それでは、ただいまの実施要領細目および今後の進め方の手順につきまして、何かございますでしょうか。

はい。どうぞ。

○高知県土木部長 具体的な検討の進め方ということについては十分理解したつもりでございますけども、今後の具体的なスケジュールについて、どうなっているか少しかいつまんでご説明いただければありがたいんですが。

○事務局 お答えは最後一括してさせていただきたいと思いますので、他に何かございますでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、河川部長からお答えをさせていただきます。

○四国地方整備局河川部長 一挙にご質問をといてもなかなか出しにくい部分もあるかと思うので、きっとこれから後いろいろやりとりしながら、認識を深めていければというように思っておりますが、今、石井部長からお話ございました、これからのスケジュールをどういうふう考えてるかという点であります。先ほど、資料－４で全体の大枠としての検討の流れをお示しさせていただきました。その前に、資料－３で具体的にどういう形で検討を進めていくかという検討の内容についてご説明させていただきました。ご案内のとおり、今回行いますこれらの検証に係る検討作業については、私どもとしても初めての取組みのスタートラインについたということであろうかというふうに考えております。そういった意味で、今の時点でいついつまでにというところは、私どもは今の時点ではっきり申し上げるのは非常に難しいという状況がございます。ただ、そういった中で、冒頭にも申し上げましたが、地域の皆さんには、いろいろな不安といったような観点のお声も従来からお聴きしております。できるだけ迅速に作業を進めまして、できるだけ早い機会に対応方針（案）が取り纏められるよう努力してまいりたいと思っております。ぜひ、皆様方のご協力もあわせてよろしくお願い致したいと思っております。

○事務局 はい。どうぞ。

○四万十副市長 是非できるだけ早い時期にお願いをいたします。といいますのも、中筋川ダムができた今でも、この四万十市というのは非常にその後の水害も多ございます。私も偶然といいますか、中筋川沿いの九樹というところに長年住んでおりまして、学校、仕事等でこの中村市街地に来るときに、度々道路が浸かり何とも不便な生活を強いられました。それから、農作物なんかも農地が浸かる度に作れないんですよ。ですから、やなぎを作るとか。それが浸かってもいいようなものを作っていた歴史がありました。それから、土地改良についても九樹は２回行っています。１回目は通常土地改良を行い、それでも浸水するもので、国交省の高規格道路の残土を利用して更に嵩上げを行いました。当時は脱浸水宣言という歴史的な、有史はじまって以来の喜びに湧いたわけでございますが、結果的に何十年に１回の大水が出れば、やはりそこも浸かってくるという状況もありました。私も十何年前に総務課長時代に防災担当していましたが、四万十市は一級河川３本もお守りをしておりまして、その中でも中筋川沿いが一番早く浸水し

ます。特性としてすぐに危険水域に達することで非常に危険な状態になり、しかも水位が引くのも一番最後なんです。そういう状況の中、防災対策をしながらも台風が通り過ぎ安定をした後、若干の人数を残して退散はしますが、国道浸水、高規格に乗っても降りたら宿毛市山田で浸水して通れないというふうに、中筋川ダムができたからこれでいいという状況では決してございません。ですから、この旧中村市時代からこのダムについては、さまざまな論議を重ねながら、横瀬川ダム推進という立場で議会でも論議をし、議決もされ、それぞれ市を挙げて取組んできた今までの過去歴史がございます。是非この歩みをこのようなことで止めることないようお願いしたい。また、利水の面で横瀬川ダムの水を利用して西部統合簡易水道、右岸側のいわゆる地区に給水をしていくという事業も既に半分以上が進捗している状況もございます。このダムが遅れると、この利水計画そのものが滞り頓挫してしまうという危険性もございますので、この検討というのは非常に大事だと認識しておりますけれども、検討のための検討ではなくて、一日も早く進めるための検討という場であって欲しいと思っております。

○事務局 他に、はい、どうぞ。

○宿毛市副市長 宿毛市です。

今、四万十市の副市長も言われましたが、その内容と若干かぶるところもあるかもしれませんが、よろしく願いいたします。

今、四万十の副市長が言われました、九樹の上流、宿毛市の東部地区にあたるわけなんですけど、ここにつきましても中筋川ダムができたにもかかわらず、国道・県道・市道、そして床下・床上浸水というのが度々起きてきたというような現状がございます。そうした中で、住民の方々も平成 21 年に東部の 7 地区の区長さんたちがこの中筋川の治水対策を何とかしてもらわにゃいかんということで、「中筋川治水対策を進める住民の会」を立ち上げまして、いろいろとダム事務所さんとか国の方々にもいろいろお話も聞きながら、中央のほうにも陳情に行った経過がございます。是非、早くこのダムを完成させていただきたいというような形で東京のほうにも陳情に行った経緯がございます。ということで、この地元としてどうしてもこのダムが必要だということは十分に認識をしていただいております。そうした中で、この検証ということに入ったわけなんですけど、いろいろな検証をしてこられてこのダムの建設というところに至ったんじゃないかと思っております。

それで、今回のこの細目の中を見させていただきますと、方向性として 26 項目挙げておられまして、その中で検討していくことにもなっておりますが、この横瀬川ダムにおいて、今後、この 26 項目のうちどのようなものを検証していくのかというところが分かれば、お聞かせを願えればというように思います。

○事務局 はい。事務局のほうからお答えをさせていただきます。

○事務局 こちら、細目の中で 26 項目挙げられております。こちらにつきましては、

全ての方策について適応性の検討ということで整理していくことを考えているところ
でございます。次回の会議でご説明をさせていただけたらと思っておりますのでござ
います。

○事務局 よろしいでしょうか。

○宿毛市副市長 はい。

○事務局 部長、お願いします。

○四国地方整備局河川部長 今、四万十市さん、宿毛市さんからそれぞれお話がござい
ました。地域のお考えということでお伺いさせていただいたと思いますが、先ほど、最
初に四万十市さんのほうからお話ございまして、もうこれ言わずもがなであります
が、中筋川という川は私ども、特に例えば治水上という面から見たときに、非常に取り
扱いの難しい川という認識を持っております。この川は、全国的に見てもこれだけ低
平地、非常に勾配の緩い川であり、なおかつ大河川四万十川と合流するというので、
四万十川のほうの水位がかなり高い状態が長く続く。そこに流れ込む中筋川。これが非
常に緩やかな流れなものですから、なかなか水が四万十川の流れに負けてしまって下流
に出ていかない。非常に我々からすると治め方の難しい川の典型的な例というふうに思
っております。そういった意味で、従来からもいろいろな工夫を重ねながら四万十川の
治水対策とあわせて、特にこの中筋川の治水対策を進めてまいったわけではありますが
も、今年状況を見ても、やはり地元の水防団の方に出動していただいた機会が何度か
ございました。今年、四国はあまり大きな雨がなかったんですけども、そういった中
でも、やはり中筋川の沿川につきましては、水防活動を地元の皆様にご苦労をいろいろ
いただいております。先ほど来、お話ございまして、できるだけ我々迅速にこの検
証を進めながら、やはり一日も早い安全な川づくり、これを目指して取組んでまいり
たいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○事務局 他、ございませんでしょうか。はい、どうぞ。

○高知県土木部長 ただいまの四万十市、それから宿毛市の両副市長さんからお話があ
ったとおりでございますけれども、県といたしましても同じ認識でございます。様々な要
因が重なって様々な被害が出てくるということこれは間違いない話でございますし、それ
から、非常に特徴的な地形を持つ川であるということを今、河川部長がお話なられたとお
りでありまして、いずれにいたしましても、たまたま今それほど大きな被害が出て
いないというだけでありまして、必ずや起こるような地形的特性がある、自然的な特性
があるということもこれ間違いない話でありまして、結果として外水の被害であるとか
内水の被害であるとか様々な被害が出てくるということは間違いない話であります。

その中で、我々、県としてもやらなきゃならんということもありますし、両市のご当

局としてもやらなければならない仕事もあるわけですので、そのへん我々としてもやっていかなきゃ駄目だというふうに思っておりますが、少なくともその中心になるのは横瀬川ダムを含みます中筋川の総合開発だというふうに我々としては認識しておりますので、少しでも早く本事業を進めていただければというふうに思っておりますので、よろしくご検討方お願い申し上げたいと存じます。

以上です。

○事務局 はい。他に、ございますでしょうか。はい。どうぞ。

○宿毛市副市長 先ほど、河川部長さんからもお話がありました。大変勾配の緩い川ということで、なかなか全国に例がないというようなお話もありました。直轄区間で8,000分の1ぐらいな勾配というようなこともお聞きをいたしております。

それで、先ほども申しましたように、この横瀬川ダムも、中筋川ダムを造っていただいて、その後も洪水で冠水するとかいうような状態で、平成18年度くらいから事前放流もしていただいて、調整もしていただいているというようなこともお聞きをしております。そういったことをしていただいているにも係わらず、まだ冠水もしたりとするというようなこともございますが、直接このダムの検証とは関係ないかもしれませんが、河川整備等についてはどんな方向でやっておられるのか、お伺いしたいと思います。

○事務局 はい。河川については直轄の区間と、県さんが管理する区間がございますので、それぞれお答えをさせていただきたいと思っております。まず直轄のほうからお答えをさせていただきたいと思っております。

○事務局 中筋川につきましては、河川整備計画が策定されておまして、その中の事業メニューといたしましては、河道の整備と横瀬川ダムの整備、こういったものが書かれていたという状況がございます。その中で、横瀬川ダムはご存知のとおり状況ということなんですけども、河道の整備につきましては既に完了している状況でございます。なお、災害が頻発していると状況ご説明がありましたけども、こういった状況につきましてこれまでも災害復旧ですとか、災害関連事業、こういったものによりまして樹木の伐採ですとか河床の整正、こういったものを今まで行ってきたという状況がございますし、排水ポンプ車、こういったものを機動的に配備して被害軽減に努めてきているという状況です。そういったところがございますので、今後とも河川管理、こういったものを適切に行いまして、被害の軽減に努めてまいりたいと考えております。

○事務局 続きまして、高知県さんの区間の状況についてご説明をお願いします。

○高知県河川課長 はい。河川課長の吉本でございます。

中筋川水系におきましては、平成21年度から3カ年の計画で堆積土砂の撤去を行っております。3カ年で約51,000 m³の土砂の撤去をする計画でございます、平成22年

度末でそのうち約 49,000 m³の土砂の撤去が完成する予定でございます。残りの 2,000 m³につきましては、23 年度に撤去する予定でございます。

また、河川改修でございますが、中筋川水系で河川改修を行ってるところですが、平成 11 年から他河川への重点投資ということで休止をしてるところでございますが、現在、国会で審議されてます補正予算にヤイト川の改修を要望もしており、そういった補正予算を活用しながら改修のほうも進めていきたい。そのように考えてます。

○事務局 はい。どうもありがとうございます。

宿毛市さん、よろしいでしょうか。はい。

他に、ございますでしょうか。

5. 閉会

○事務局 それでは、以上で一応今日の予定をしておりました議事につきましては終わりということになりますけども、最後に次回の会議につきまして事務局のほうからご連絡をさせていただきたいと思っておりますけども、先ほど事務局のほうからご説明しました資料－4 をご覧いただきたいと思っておりますが、こちらのほうの手順でいきますと、今回の第1回の幹事会が一番上の箱、「検討の場の設置」ならびに「検討の手順の確認」というところに該当しますけども、次回につきましてはその下の箱、「現事業の点検」、これは流域の状況でありますとか、河川の概要、また、検証ダム事業の概要としまして、目的、経緯、進捗状況、こういったような内容、また、「洪水調節の観点からの検討」の箱の中の一番目の項目であります、「治水対策案の適応性の検討」、こういったところについて次回は議題として開催をしたいと考えております。時期、日程調整につきましては、改めて事務局のほうから各構成員の方のほうに、調整をさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思っております。

それでは、以上をもちまして、第1回幹事会を閉会させていただきたいと思っております。どうも、本日はありがとうございました。

— 以 上 —